

論点についての各委員御意見

(1) 国の政策としての文化芸術振興の意義について

○ 文化芸術振興は国民にとってどのような意義を持つか	
青柳委員	文化芸術振興が対象とするような文化活動に参画・接触することによって、さまざまな文化財や美術作品、再現芸術を理解・享受し、人間の創造力を讃え、人間としての価値を高める機会を得ることができ、質的に優れた文化的な生活を構築し、充実した人生を送ることができる。その結果、自らの文化の特質と他文化との独自性や共通性を理解することによって地球上の文化の多様性を認識するようになり、世界の平和の大切さを確信するようになる、という意義がある。
小田委員	文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、人間性を豊かにし、創造力を高め、そして、人を元気にすると共に、他者と共感を通して相手を尊重する気持ちを育むなど、豊かな感受性や人間性を涵養するものである。 経済的な発展は、生活を豊にするが、一方では人間を疲弊させる原因ともなる。文化芸術は、この疲弊感を癒し、ゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現する上で不可欠なもので、意義深いものである。
後藤委員	1, 国際的合意としての「発展と文化」 ・発展パラダイムの転換…GDP から人間の潜在能力の開発へ ・1998年にストックホルムで開催された発展のための文化政策に関する国際会議には、日本を含む150カ国が参加した。そこで合意された最初の政策目標は、政府は、文化政策が持続可能な発展の重要な要素の1つとなるように、発展における文化の広範な役割を認識し、政策を作成すべきであるという目標である。更に、持続的な発展と文化的繁栄は相互依存の関係にあるとして、次の5つの政策を採用するよう各国に勧告している。 ①文化政策を発展戦略上の1つの重要要素として位置づける ②生活における文化の創造性を促進し参加を促す ③文化産業を育成する政策とその実践を強化し、文化遺産を保護してその質を高める ④情報化社会に向けて、またその内部で文化と言語の多様性を高める ⑤文化開発により多くの人的資源と資金を調達する
鈴木委員	芸術文化はさまざまな分野に活力や創造性を与えてくれるものである。こうしたことの成果としてコミュニティの形成、社会の活性化、国際貢献などに資することがその意義であると考えます。
高萩委員	一国の文化は、国民にとっての誇りであり、アイデンティティーである。国内事情のほとんどの問題が、国際的な問題と直結している状況下において、国際問題を解決するために一国の軍事力・経済力といったハードパワーから、文化や政治的価値観、政策の魅力などのソフトパワーが重要になってきている。国民が自らの文化を意識できるようにすること、文化の結晶体である芸術を振興し広く国民が享受できるようにすることは、この地で、この国で生きていく国民の活力の源泉となる。 一国の文化はその国の国語に支えられており、日本語の表現、コミュニケーションの可能性を広げることが、日本国民であることを誇りに思えるようにする。
富山委員	これからの日本を考えた時、わが国は文化や芸術の分野が大切になってゆくと感じて居ります。国民の一人一人が教養豊かな人間である事が要求されると考えます。ただ時と共にその文化や芸術の面での力が弱ってきている様に感じて居ります。国としても文化芸術振興に力を入れてゆくべきです。

坪能委員	<p>文化芸術も、基はコミュニケーションです。様々な価値観を理解し共有することの源になります。それを振興することは、人それぞれが、各地域が、自立した文化の創造・育成に向かい、消費として享受される文化だけではなく、「みんなでつくる」原動力になります。そのつくるということは、仲間をつくり、家族をつくり、町をつくり、国をつくり、平和をつくることとつながります。その手だてを文化芸術から得ることに意義があります。イデオロギーを越えて、まずは共有することから始められるからです。</p>
佐々木委員	<p>人間は物質的満足と精神的満足の双方を得て初めて真の幸せを感じる。しかし人間は物質的に満たされていれば生きてはいけるが、精神的に満たされているだけでは生きてはいけないがために、ややもすれば物質的満足に傾きがちで、精神的満足のあり方が見えにくくなっている。</p> <p>人間が真の幸せを得るためにも、双方をバランス良く自己の中に形成しなければならないが、文化は精神的満足を得るための正に大きな柱であって、文化芸術の振興は国民が心の均衡を獲得する足がかりとなる極めて重要な要素である。</p>
里中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「モノづくり」から「心づくり」 ・日本人の発想力にプライドを持つ ・世界の中での文化的存在感を増やすことが国力につながる。
田村委員	<p>「人が豊かに生きる」「地域が豊かになる」「日本が豊かになる」ためには、奥の深い、上質で多彩な文化芸術が身近に存在し、心豊かな日々がそれぞれの地域で過ごせること。享受者である国民にとっての文化振興であることが何より大切と思います。</p> <p>「人はパンのみにて生きる者にあらず・・・」です。</p>
浜野委員	<p>文化は、国民が共有し、そして誰もが奪うことのできない最大の資源であり、公共財である。文化の結晶たる芸術を通し、自らの文化の特質や独自性を理解し、さらには多様な文化にも触れることができる。</p> <p>国際的にわが国の考え方やありのままの姿を伝え、わが国の関する理解を深めてもらうことによって、国際社会でのわが国民の存在を明示する。</p>

○ 国が公共政策として文化芸術を振興することはなぜ必要か	
青柳委員	<p>現在、世界は市場原理を中心とする商業主義、グローバル化、情報氾濫などの状況にあるなかで、長期的な視野からの文化芸術振興策を策定・実施しないと、良質の文化的コンテンツが、市場原理に席卷され、商業的価値のみが重視され、文化的に価値のあるものが駆逐されるおそれがある。また、グローバル化などの影響により、文化的多様性が弱まり、文化に関する社会システムが脆弱化する可能性がある。</p> <p>グローバリゼーションの状況下において、各国は自国の独自性を文化面で強調しようとしており、文化芸術を振興しないと国としてのアイデンティティを保てなくなる。</p> <p>したがって、文化芸術振興は国が公共政策として行うべき重要な施策である。</p>
小田委員	<p>文化芸術は、国民が真に心豊かな社会生活を実現する上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産である。</p> <p>世界的にも「文化力」が国の力であると言われ、経済活動においての新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉にもなっている。従って活力ある社会を構築し国の魅力として文化芸術を高め、経済力のみならず文化力により世界から評価される国へと発展していくこと、すなわち、(国が) 公共政策として、文化・芸術の振興策を行うことで、世界に日本の文化度の高さを示すことができる。</p>
後藤委員	<p>2, 文化支援の経済学的根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボウモル＝ボウエンの古典的研究 <ul style="list-style-type: none"> 所得不足の必然性 外部性 (社会的便益) …国家に付与する威信、周辺のビジネスへの波及効果、将来世代への遺贈価値、コミュニティへの教育価値など 再分配 ・国と地方 <ul style="list-style-type: none"> 国… 資源配分の効率性 公平性 (再分配) …アクセスの保障、アーティストの育成や社会保障 外部性 地方…資源配分の効率性 外部性…クリエイティブシティなど都市政策として展開する根拠となる <p>3, 文化政策の政策手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法…規制 (文化財保護等)、著作権法、パーセント・フォー・アートなど ・補助金 ・文化税制…文化税制は寄付税制のみではない <ul style="list-style-type: none"> 相続税の物納、文化ファンド、個人が所有する文化財の補修のための融資と減税、企業による美術品の取得 VAT の低税率等、様々なものがある。 補助金と異なるのは、民間の資金を引き出しつつ支援すること、意思決定が個人や企業によってなされること、迅速性があること等、文化団体は政府ではなく支援者の方を向く。 <p>4, コンテンツ産業政策からクリエイティブ産業政策へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ産業政策では、文化は所与として流通の促進に力を入れてきた (市場の拡大) ・クリエイティブ産業はもっと広いものを含む <ul style="list-style-type: none"> イギリスはクリエイティブ産業を13分野に分類 広告、建築、美術及び骨董品市場、ファッションデザイン、ビデオ・映画・写真、舞台芸術、出版、ソフトウェア、コンピュータゲーム及び電子出版、ラジオ・テレビ放送、工芸、デザイン ・クリエイティブ産業とは、創造とビジネス (流通) との契約による結合

	<p>需要が予測できないためリスクが大きい 企業規模は極めて小さい 独特な立地と集積の特徴を持つ…製造業とは全く異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリエイティブ産業政策は、コンテンツ産業政策とは全く異なる視点が必要 ・クリエイティブ産業政策には、国の関与が必要…補助金のみでなく著作権に関わる、税制による支援も可能 <p>5, 農村におけるクリエイティブ産業の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業に代わる産業が必要 ・工芸 ・文化的景観を生かしたフェスティバルや文化観光 ・歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）
鈴木委員	<p>国が公共政策として主体的、指導的に文化芸術を振興する必要性はないと考える。国は国民の自由な活動を調整的・間接的に支援していくべきである。 また国民は市民でもあり、国・地方・民間が連携しての地域振興が、国の振興に結びつけて考えられるようにしてまいりたい。</p>
高萩委員	<p>かつては、芸術鑑賞という「世界と向き合う」体験は、一部の特権階級にのみ許されていた。20世紀以降の近代国家においては、かつての王侯貴族、大商人などと代わり、国家がひろく国民から税金を集めて、一国の政策としてその使い方を決めている。 国民に選ばれた政府によって、国家が運営されている状況において、「芸術」を国民の権利として広く平等に国民が「享受」するためには、国がその政策の一環としてその国の文化芸術振興を行う必要がある。</p>
富山委員	<p>わが国は島国であった事が幸いして明治維新まで外国の支配を受けた事がなかったと云えるかと思えます。日本人は、外国の文化や芸術を興味ある面白い事としてしか理解していない面が見られます。自国の文化芸術に国が政策として力を入れてゆく事は必要不可欠な事です。</p>
坪能委員	<p>まず「振興」ですが“混ぜ返し”“目先を替える”ことと同じです。固定した価値観・枯渇した価値観になり勝ちです。概念から再考してみる、再構築してみる、新たな挑戦を試みる、などの「創造性」があって、オリジナルを生む可能性があり、初めて古典・伝統が護られます。 「義務教育」と同じように、国が理念を掲げ、振興の基本的な概念を提示し、施策の概要を具体的に示すことが必要です。それにより、地域の人びとが発見・考え・実施できるようになります。「基礎」を明示することは、その後の各地の「応用」を助けることになり、必要不可欠な事業といえます。</p>
佐々木委員	<p>国のあるべき姿を突き詰めれば、それは平和で安全な国土の中で、国民が幸せと感じるような国の形であるべきであろう。平和と安全の問題は、「外交・防衛・安全保障」に関わるものであり、国民の幸せは、人が物質的満足と精神的満足のバランスを獲得した時に実感できるものである。 物質的満足は「経済」と直結するものであり、精神的満足のコアを形成しているのが「文化」であって、従って、国の形を支える大きな三本柱の一つである文化政策に国は責任を持たなければならない。</p>
里中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術立国となり有力な輸出部門を創出する。 我が国の文化芸術を大いにPRするための発信拠点 ①ウェブ上の日本文化PRセンター ②できれば海外の主だった都市に日本文化アンテナショップを持つ。 ・資源のない国でも、上限のない輸出売り上げが期待できる。 ・他国の若者たちに日本の感性を知ってもらえるそのことにより日本への理解が深まる。

田村委員	<p>日本の繁栄は、今日に至る長い歴史と文化、そして特有の豊かな自然を背景に培われたものである。ところが、敗戦そしてグローバリゼーションの名のもとに貴重な歴史も文化もかなぐり捨ててきたのも現状である。</p> <p>例えば、富士山がああ姿を保ち、地域が安全なために、国は莫大な予算をかけている。自然は放置しておいては廃れてしまう。まして人間は・・・</p> <p>失われる前に、今、国が公共政策として文化芸術振興すべきと思う。</p>
浜野委員	<p>文化は市場原理では測り得ない公共財であり、何世代をもまたいで施策を講じなければならないものであるため、長期的観点をもった公共政策でしか対応できない。</p>
増田委員	<p>科学技術、工業、経済などで世界中でトップを維持している国であつてなお、無形文化財としての種々の芸能などや伝統的な工芸技術が豊富に伝えられていることは日本の誇りとすべき事であり、独自のアイデンティティーを保持するために、国を挙げて文化芸術振興に取り組むことは、世界文化の多様性維持のためにも寄与する結果となり、極めて意義あることである。</p>

<p>○ 社会を挙げて文化芸術振興を目指す上でどのような取組が必要か</p> <p>①文化芸術振興における、国、地方自治体、民間、個人等の役割は何か。また、文化芸術の分野における「新しい公共」とはどのようなことか。</p>	
青柳委員	<p>国は、文化芸術が活発化するような環境・状況のインフラ整備とそのための制度設計・政策実施、地方自治体や民間などさまざまな実施単位間の調整、大規模事業の実施、国際社会への貢献がおもな役割。地方自治体は地域の文化芸術振興を図ると同時に、地方間、地方単位の国際協力を行う。民間は、独自の方策、目的、手段によって文化芸術振興をおこない、結果として文化の多様性に貢献する。個人は、文化芸術振興に参画、接触すること自体がその活動への貢献であり、最小単位としての受益者、貢献者、評者である。</p> <p>国民すべてが享受できる良質な文化環境の整備と提供は、まさに「新しい公共」の中核に位置すべきものである。</p>
小田委員	<p>文化芸術は、国民の身近な生活に密着しているものであり、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクル（循環）が実現する社会を構築することが求められる。こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、これまで培われてきた文化や伝統を継承し、発展させるとともに、個性が輝き、魅力に富んだ、心豊かな地域社会を構築する必要がある。国は、地方公共団体や民間、個人による自主的な文化芸術に対して、地域間格差が生じないように支援や情報提供等の所要の措置を講ずることが必要である。同時に、伝統的な文化芸術の継承・発展や文化芸術の頂点の伸長、裾野の拡大などについても積極的に支援が必要である。</p> <p>「新しい公共」：文化芸術活動に手軽にアクセスできる環境の整備</p>
鈴木委員	<p>文化のための文化政策について国は制度設計、支援、育成、保存などの整備的・補完的役割である。</p> <p>文化の多様性を展開することでは地方自治体がニーズを引き出しやすい。産業や観光、外国人文化などとの多様な文化事業の振興は地方自治体の役割であり、地域の情勢を見極め、地域と一体となった姿勢が求められている。</p> <p>民間、個人は文化芸術活動の担い手であり、プラットフォームや中間支援組織などの環境が整備されたなかで、旺盛で自立した活動が望まれる。文化芸術における「新しい公共」とは既存の推進機能の効率性や補完のために考えられなければならないものであり、全国に数多く存在する芸術文化を支えるNPOなどの民間組織と行政とのパートナーシップである。</p> <p>浜松市には「やらまいかミュージックフェスティバル」という音楽事業があるが、民間主体で事業が立ち上がり、市はそのサポート役にまわった。</p> <p>また第24回国民文化祭において浜松市で開催した12事業はそれぞれの分野に精通する民間団体を中心に企画委員会をつくり、ほとんどの事業を民間に運営を委ねることとしたが、支障なく実施されている。こうした形での事業事例をさらに増やしてまいりたい。</p>
高萩委員	<p>国の役割：国際的な芸術作品の紹介、国際的な共同制作。才能のありそうな芸術家の育成。先端的な芸術活動の奨励。日本語の可能性を広げる芸術作品の奨励。</p> <p>地方自治体の役割：地域の人々が優れた芸術を鑑賞し、また自ら活動に参加することの障壁を減らす。そのための芸術施設の充実、維持管理。享受者の負担があまり大きくならないようにするための補助金の交付。地域の子どもたちが、初等教育、中等教育において、生涯付き合っていける芸術ジャンルと触れ合う機会を持たす。</p> <p>民間：企業の経営戦略、広報イメージとあった企業メセナの展開。</p> <p>個人：自ら芸術活動のアマチュアの実践者・鑑賞者となり参加する。税額控除が行われるようになれば、芸術活動への積極的な寄付。</p> <p>新しい公共：公立の芸術施設の運営が、公務員でなく公益法人・NPOに所属する専門家によりなされるようになること。学生インターン、文化ボランティアの活用も視野に入れる。</p>

富山委員	<p>国、地方自治体がバラバラに振興策を作ると場所によってのバラツキが多く見られます。どの様にそれを調整してゆくかで無駄がかなり無くなるかと考えられます。又民間（企業）や個人的な寄付を多くする為の税制面での優遇等も、もっと拡大してゆくべきです。</p>
坪能委員	<p>最大の取り組み課題は「専門職の人員配置と活用」です。国・地方自治体に、専門職の人数が少なすぎます。「新しい公共」とは、建物ではありません。国・地方・個人（団体）の上下ではなく、それらを有機的に結びつけ、情報を交換し、創造的な活動に向かえる助言などできる役割の人材配置を言います。人材・知恵・文化芸術が「みんなのもの」であるには、特定の職・枠組み（国・地方など）ではなく、それらが交流できる人的配置と、そのチーム（個人でない方がいい。エリートの意味では無く）の活用による「創造的な文化芸術の共有」が大きな意味を持つこととなります。なお、文化施設の「芸術監督」と同一ではなく、それらの人材も包括活用が可能なオーガナイザーを意味します。各分野のひとを、自分の専門を通して「支えられるひと」が新しい公共の鍵を握ると思われます。</p>
佐々木委員	<p>役割分担の基本は、将来的・長期的、また国家的な大きな展望に係るものは国が、身近で直接的なものは地方自治体や民間、個人でということになる。このことを基本におけば、ナショナルアイデンティティーの基本に係わる様な事柄は国が、現在の、活発な活動を通しての新たな文化の生成や再生に係わるものは地域や民間が、という構図になる。教育であれば、文化に係わる教育の理念や基本の方向性は国が、教育そのものの実践は地方、地域でということである。</p> <p>「新しい公共」とは現場に係わり現実に実践している場や人間に優しくあることであって、その意味では、文化芸術の分野においても地域主権の方向を良い形で進めることでコミュニティが活性化されることである。</p> <p>ここでも国と地域主権のバランスが大事であって、地域主権が進んでくれば当然格差の問題が生じてくる。その格差を是正していくのも国の役割であろう。</p>
里中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・国の役割 <p>わが国の文化芸術を日本のブランド力にむすびつけるため在外公館をもっと活用する。 例 著作権侵害対策の相談窓口の強化。PR活動などのアドバイス窓口 (相手国への申請書類提出、処理方法など)</p> ・地方自治体 <p>各地特有の文化芸術を義務教育のなかで子供に伝える。</p> ・民間 <p>これは国へ期待したいのだが、企業の文化活動に対し税制優遇措置を手厚くして欲しい。</p> ・個人 <p>個人の価値観で決めるものなので・・・。</p> ・新しい公共 <p>すべての国民が親しみ、接するチャンスを広げる。 例 才能があっても一生それに気づかない人もいるので学校教育のなかで文化芸術の授業を重視する。</p>
田村委員	<p>文化芸術振興については、「基本法」にある通り、活動の創造性が保たれ、享受者の文化権が保障されることが重要である。そのためには行政、市民（個人&企業）、そして芸術家が対等な立場で出来ることに携ることが大切と思う。（補完するのではない。）</p> <p>ただし、現状での地域間格差は余りにも大きいし、文化芸術振興に携る人材の教育・育成については、現段階での国の役割は大きい。</p>

短期的、経済的な価値を持つものは民間や市場原理でまかせればいいたろうが、長期的で経済的価値で測れないものについては公共の役割が大きい。例えば町の景観などは、公共の調整機能が機能しなかったため、失いつけている現状がある。

一元的に収束しようとする性質をもつ科学技術中心の文明が大きな力を持っていたが、豊かな人間活動や異質なものが共存するためには文化の多様性が不可欠である。グローバル経済を推し進める基盤となっている科学技術中心の文明と文化の多様性のバランスをとるためには、公共の役割が不可欠である。

○ 社会を挙げて文化芸術振興を目指す上でどのような取組が必要か	
②文化芸術振興を行う上で、省庁間の連携など国の推進体制をどのようにすべきか。	
青柳委員	関係省庁としては、文科省、環境省、経産省、外務省、国土省、農水省などがあり、それぞれの所管で文化芸術振興を推進すべきであるが、その活動の相互連絡を密にして連携を強化すると同時に、重複や齟齬などを防ぐため、文化庁を核とする企画連絡センター（たとえば「文化政策連携室」）を文化庁主導のもとに設置する。とくに観光庁、外務省、経産省の伝統的文化関係とは緊密な連携が必要であり、農用地の言い換えである「里山」文化の保全は農水省との連携を軸に、日本固有の文化として文化庁がイニシアチブをとる必要がある。
小田委員	文化芸術振興を行う上では、地方公共団体や民間団体等が相互に連携・協力する取り組みが必要であることから、「文化芸術振興基本法」で謳われている基本的施策を各省庁に照らし合わせた推進体制が必要と考える。
鈴木委員	地方自治体では文化振興を地域づくりにつなげていくため、文化振興施策とまちづくり、産業、教育、福祉などの他の分野の施策との連携を進めており、国においても省庁間の連携が積極的になされるべきものと考えます。
高萩委員	文部科学省、文化庁、厚生労働省、総務省、外務省、観光庁、などに分散している文化芸術振興関連の組織、資金を一括して取り扱える文化省の創設が望ましい。 助成金に関しては、国レベルで、芸術のジャンルごとに助成先を決定し、助成の成果を評価できるそれぞれの専門家を有する芸術評議会（アーツ・カウンシル）を作る。さらに、ほぼ道州制にならった大きさの地域のアーツ・カウンシルを作り、地方ごとの芸術文化助成を行う。
富山委員	文化芸術を総合的に考える事が必要です。国、地方自治体、民間、個人が集まって様々な事を議論し費用対効果で最良の策を作る必要があります。
坪能委員	1, の人材の役割として、これまでの体制を崩すことなく、但し各省庁にも共通に意見交換できるシステムの存在を許していただきたい。つまり“子ども”のことを考えると、文科省とも接点が出てくることになる。障がい児も対象になると厚労省の領域にも触れることとなります。それを省庁の枠組みのなかだけでなく、第三者チーム（委員会でも可）による、それぞれの利点の「生かし合い」ができるシステムが必要です。そこで文化芸術に対する企画や、それらの運動の展開可能な方策を講じることができると、成果が上がるはずで、その交流ができる＜横の連携が可能な＞システムが必要です。 同じように、国と地方自治体とのパイプ役として、また、地方と各種団体との調整・相談役になることが大切です。そのチーム（または個人）が調整して歩くことにより、ひとつの事業（企画・その運動）が各地の規範になり、拡がりを持つこととなります。その役に特別な「権威」を与えるのではなく、日当はともかく、十分な成果に対する手当は必要で、その予算立てとシステムの組み立てが急務であると考えます。
佐々木委員	文化芸術振興そのものを行うことは勿論重要なことであるが、その振興が血となり肉となって吸収される土壌を作ることがより急務である。今一番問題なのは、その振興の受け皿となる人そのものの文化に対する感受性の劣化とコミュニティーが崩壊状態にあることである。そこに教育の問題とコミュニティー再生の問題がある。 この二つの問題は総務省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、観光庁、文化庁の各省庁の連携が大変重要になってくるが、まず文化国家としてのモラルと教育に視点を合わせればコミュニティーの再生も含めた省庁間のあるべき連携も見えてくると思われる。

里中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・良いアイデアがあっても各省バラバラに取り組んでいると時間、人材、費用のムダになる。項目や内容別に各省すべてが確認しやすいような連絡網。 例 共同の掲示板サイトはあるのか？ないのなら作ればどうか。 ・予算は恐らく各省別々で項目別にたてられているのだろうが思い切って企画別に各省の予算を少しづつ足して実現にこぎつけるような仕組みは作れないか。
田村委員	<p>「文化立国」を目指すと言いながら、残念ながら他省庁がその意義を認識しているとは思えない。</p> <p>「国民文化祭」と「障害者芸術祭」が別々に実施されていたり、「文化外交」の役割も理解されているとは思えない。</p> <p>喜ばしいこととは言い難いが、経済効果など連携により他省庁にとってメリットある方策を説いて行くことが必要と思う。</p>
浜野委員	<p>「文化の産業化」、「海外での日本文化紹介」など、これまでは他省庁が担っていた機能もあるが、文化芸術に関する活動は、それらの経験を生かしながら緊密に連携して推進する。可能ならば「文化省」の元に一元化するのが望ましい。</p>